

社会福祉法人春陽会 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春陽会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償等の支給の基準について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5号に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。なお、旅費については、別途役員旅費規程の定めによるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(理事に対する報酬)

第4条 理事が理事会に出席した場合、1日あたり5,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

(監事に対する報酬)

第5条 監事については、監事監査、理事会出席及び所轄庁監査立会等に対して、1日あたり5,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

(評議員に対する報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席した場合、1日あたり5,000円（源泉徴収額控除後）を支給することができる。

(その他の者に対する報酬)

第7条 その他、定款の定めにより職務を行う者については、理事会の承認を受け、役員および評議員に対する報酬に準じ、1日あたり5,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

- 2 評議員専任・解任委員については、前項の定めのとおり評議員専任・解任委員会に出席した場合、1日あたり、5,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

(報酬等支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、実費弁償費を請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 第7条に定める、定款の定めにより職務を行う者、および評議員専任・解任委員についても、実費弁償費を支給することができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2台1項第2号に定める報酬等支給基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は平成 29年 4月 1日から施行する。